



Title	北洋漁業の新段階と經營機構
Author(s)	今田, 清二
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 8, 53-56
Issue Date	1940-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10676
Type	bulletin (article)
Note	研究
File Information	8_p53-56.pdf



[Instructions for use](#)

北洋漁業の新段階と經營機構

今 田 清 二

日ソ漁業暫行協定はモスクワに於て、舊臘三十一日午後十一時（日本時間元旦午前六時）調印された。外務省情報部發表に依れば、協定の内容は大體昭和十四年の通りであるがソ聯邦側は昭和十五年中に長期本條約を締結して本協定に代らしむる趣旨の規定を設けることにも同意したと云ふ。長期本條約締結の交渉は去る昭和十一年五月、日ソ漁業條約（昭和三年五月條約第二號）の一應の期限滿了に際して進捗してゐたのであるが、日獨防共協定が突如影響して正式調印を見るに至らず、爾來暫行協定を以て漁業條約の効力を延長すること五回、五ヶ年間に亘つてゐる。其の間日ソ間には執拗な漁業紛争が反復惹起し、昨年（一九〇五）の如きは漁區の接收、安定漁區の競賣、借區料の値上等、漁業權の根柢を脅かす重大條件を遺したのみならず、漁業現地ソ聯邦官憲の壓迫極度に達し北洋漁業の經營は暗澹を極めたのであつた。北洋は千島樺太方面の探檢角逐時代から日ソ兩民族競争の舞臺であり、日ソ關係の熾烈な競争も歴史的に見て免れ難いところであらう。又最近の複雑多端な國際情勢に鑑みるならば、日ソ關係が假令一時沈靜しても夫れは必ずしも常態的安定を意味するものではないと云はねばならぬ。然しソ聯邦は大正十四年北京條約に於て、「一九〇五（明治三十八）年ノポーツマス條約ガ完全ニ効力ヲ存續スルコトヲ約シ」したのであつて、永久に我が國と漁業條約關係を繼續することはポーツマス條約に基づくソ聯邦の義務である。昨年九月

のノモンハン停戦協定以來日ソ關係は漸く正常化の歩を辿り、今回暫行漁業協定の成立と共に長期新漁業條約締結の氣運に達したことは、北洋漁業の新段階と稱して過言であるまい。

二

新漁業條約の内容として第一に期待されるのは漁區の競賣制度の廢止である。現行漁業條約に依れば「漁區ノ貸付ハ競賣ニ依リテ之ヲ爲」すを原則とし、漁區の貸付期間は最長五年となつてゐる。但し漁區に大資本が固定してゐる場合、之を屢々競賣することは經營者にとつて不利であり不安であるから、日本漁業者に對しては期間十一年（自昭和四年至同十三年）の特別契約漁區四十四ヶ所が認められ、ソ聯邦側には之と交換的に漁獲標準高總計二百萬ブード以内の漁區を競賣に依らずして國營企業に貸付し得る途が開かれたのであつた。然るに其後大規模の罐詰工場、冷蔵庫、冷凍工場等が多數増設され愈々巨額の資本が漁區に固定するに至つた。昭和四年露領漁區には日本罐詰工場三十一ヶ所所有のみであつたが、昭和十四年には罐詰工場三十四ヶ所（八十三ライン）冷蔵庫五十一ヶ所、冷凍工場八ヶ所となり、其の價額凡そ三百萬圓である。將來若しソ聯邦が漁區競賣制度を利用して日本側漁業を壓迫せんとするならば、漁區問題は從來以上に紛糾し日本側が窮境に陥る處あるは明白である。昭和七年廣田カラハン協定は、當時瀕發した漁區問題に對する措置としてソ聯邦國營企業に貸付けらるべき漁區の漁獲標準總高を前記の二百萬ブードから五百萬ブードに引上増加し、日本漁業者に對しては所謂安定漁區二百八十二ヶ所を設け之を漁業條約の存續期間中引續き貸付らるべきこととした。然し安定漁區は周知の如く昭和十四年度暫行漁業協定に基いて形式的とはいへ競賣され、其の安定性を喪失して仕舞つた。ソ聯邦國營企業に依然五百萬ブードの漁區が認められる限り、日本側の安定漁區が競賣される道理は無いのであるが、其處がソ聯邦の横車であつた。日本は新なる措置に依つてソ聯邦國營企業に對抗し漁區の長期安定なる貸付を受くる様對ソ方策を進めねばならぬ。漁業條約を修正し漁區競賣の原則を廢止することが今日絶対に必要なのである。

新漁業條約の締結に伴ひ國內的に當然行はるべき措置は、北洋漁業の經營を國營とし、經營機構を特殊會社とすることである。日ソ漁業條約には隨所に日本漁業者とソ聯邦漁業者との均等待遇の原則を規定してゐるが、夫は日本漁業者とソ聯邦の私的企業との均等待遇の規定に過ぎない。漁業條約締結の當時にはソ聯邦の漁業は私的企業を本體とし、國營企業は例外的存在として取扱はれ其の經營漁區の漁獲標準總高は二百萬ブード以内に限定されてゐたから、右均等待遇の原則の規定は其の實質を具へてゐた。然るに其後廣田カラハン協定に依り國營企業がソ聯邦漁業の本體として擴大強化され、事情全く一變した結果、日ソ漁業者均等待遇の原則に關する規定は事實上却つて、不均等待遇の原則の規定に變質して仕舞つたのである。我が國は須らく漁業條約本來の精神を復活し、漁區の取得關係其の他に於てソ聯邦國營企業と對等の地歩を獲得しなければならぬ。北洋漁業の國營化は右目的達成の前提的措置であり、之無くして漁業條約ソ聯邦國營企業と對等の地歩を獲得することは望み難い。北洋漁業國營化の根本理由は實に此所に存在するのである。

日本漁業者は漁業條約水域に於て本年三百一ヶ所の漁區を前年に引續き借受け中であり、しかも其の大部分（二百五十八ヶ所）は來る昭和十八年まで借受期間が繼續する。日ソ關係は正常化の歩を進め本年度暫行漁業協定も平穩裏に成立した。加之、歐洲動亂の勃發に依り輸出鮭鱈罐詰市況は躍動して、英國向紅鮭罐詰價格は一躍六十乃至六十五志を報じ、鱈罐詰も値上りと戰時需要の増大が豫想されてゐる。斯る事情の下に於ては、北洋漁業の國家的統制問題が稍もすれば疏ぜられる傾あるを免れない。果せる哉、農林省は今議會に北洋漁業統制法案を提出すべく之が準備豫算として七百五十萬圓を提出したが大藏省の第一次査定で全額削除され、これが復活要求を迫つては居たが遂に同豫算は撤回されるに至つたと報ぜられる。然し北洋漁業の統制は漁業條約の改正と不可分である。漁業條約を改正し日本漁業者がソ聯邦國營企業と對等の地歩を獲得んせば、北洋漁業國營化の要が

ある。北洋漁業の國營化は、我國が今直面しつゝある漁業條約改正の機會に於て必ず斷行されなければならない。日魯漁業株式會社其他北洋漁業の擔當者は、從來よく漁業權益行使の國家的使命を遂行して來たのであつて、其の功績に對しては何人も感謝と敬意を表するに吝さかな筈はない。希求するものは熾烈な國際競争と民族對立の實情に對應する一層有力なる經營機構に外ならない。北洋漁業は其の光輝ある歴史に鑑み國營と爲すを至當とするのみでなく、自由主義經濟體制は總動員統制段階に進展し漁業條約改訂の機は到來して、北洋漁業機構國營化の機運は漸く熟してゐるのである。